

令和4年6月1日作成

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

## 【家計急変世帯用】

### 洲本市

#### 臨時特別給付金に関するお問い合わせ先

洲本市健康福祉部福祉課 0799-26-1166

受付時間 平日 9:00~17:00

#### 申請書郵送先（原則、郵送で提出してください）

郵便番号 656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市健康福祉部福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当宛

## 1 家計急変者に対する支給の趣旨

これまでは一定の収入があり住民税（均等割）が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入減少により住民税（均等割）非課税相当とみなされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。

## 2 支給対象

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

- (注) 新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は本給付金の対象外となります。  
ここでいう新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有することをいいます。  
(注) 住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たしません。

## 3 受給権者（申請者）

支給対象世帯の世帯主

## 4 給付金の額

1世帯あたり10万円

※ 1世帯1回限り。また、住民税非課税世帯分との重複受給はできません。

## 5 申請書の提出期限

令和4年9月30日（金） 当日消印有効

※ 令和4年9月までの家計急変を対象

## 6 手続き

### (1) 申請方法

- ・ 給付金の受給には申請が必要です。(注)
- ・ 要件を満たす方は申請書等を郵便でご送付ください。

(注) 申請書類は

- ・ 洲本市ホームページよりダウンロードできます。
- ・ 郵送を希望される方は、洲本市福祉課へご連絡ください。
- ・ 洲本市役所本庁舎（福祉課）、五色庁舎、由良支所の窓口で配布しています。

### (2) 申請先

申請時点で住民登録のある市町村で申請を行ってください。

### (3) 家計急変世帯とは

- 今回の臨時特別給付金による住民税非課税世帯以外の世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、
- 同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）又は年間所得見込額（年収見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額）が住民税（均等割）非課税となる水準に相当する額以下であることを指します。



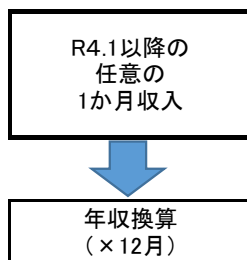
適用される限度額は、下記の早見表をご参照ください

【一例】住民税非課税となる年間給与収入の目安

- ・ 単身の場合 … 930,000円以下
- ・ 本人と配偶者と子（1人）の場合 … 1,680,000円以下

### 早見表

非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので下表をご確認ください。



※所得は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出



扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

(4) 「住民税（均等割）非課税相当水準以下」の判定方法

- ・判定は、申請時点の世帯構成員のそれぞれの収入に基づいて行います。
- ・世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。
- ・令和4年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。  
なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう）で判定します。
- ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。

（給与収入）

- ・通勤手当や児童手当等の非課税のものは、給与収入に含みません。

（事業収入）

- ・新型コロナウイルスに係る協力金等、課税となるものは事業収入に含みます。

（年金収入）

- ・非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金など）は含みません。
- ・公的年金のほか、個人年金や退職金を年金方式で受け取るもの等も年金収入に含みます。

(5) 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の取扱い

- ・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。
- ・天候不順等による減収についても、同様に支給要件を満たしません。
- ・定年退職により収入（所得）が減少し、非課税水準となる場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したものではないため、支給要件を満たしません。

不正行為・不正受給

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為に該当します。
- ・不正受給が明らかになった場合は、市町村が本人に給付金の返還を求めることとなります。
- ・不正受給をした者は、詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

(6) 給付の重複について

- ・「住民税非課税世帯向け給付金」と「家計急変世帯向け給付金」のいずれかの給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は、給付金の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。
- ・基準日（令和4年6月1日）に同一世帯だった親族が、令和4年6月2日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受けることができません。

(7) 提出書類

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）  
裏面の最下部の署名欄に必ず署名をお願いします。

○簡易な収入（所得）見込額の申立書（家計急変者）

○「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）

申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付

○申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）

申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）

○申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）

申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）

○戸籍の附票の写し（コピー）

令和4年1月1日以降、複数回転居された方のみご提出ください。

○受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分が必要です。

○簡易な収入（所得）見込み額の申立書【家計急変世帯】収入に関する申立書（別紙）

申立書に添付が必要な「収入に関する書類」の提出が困難な方のみ、この様式に必要な事項を記載し提出してください。

(8) 郵送先

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市健康福祉部福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当宛

(9) 給付金の支給（振込）

市に申請された申請書等の内容を審査し、支給要件に該当する場合は振込口座に振り込みます。